

令和3年涌谷町議会定例会11月会議（第1日）

令和3年11月25日（木曜日）

議事日程（第1号）

1. 開 会

1. 開 議

1. 会議録署名議員の指名

1. 会議日程の決定

1. 報告第14号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）

1. 議案第71号 涌谷町新型コロナウイルス感染症対策稲作経営継続支援基金条例

1. 議案第72号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）

1. 議案第73号 令和3年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

1. 休会について

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	黒澤 朗 君	2番	涌澤 義和 君
3番	竹中 弘光 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	伊藤 雅一 君	8番	久 勉 君
9番	杉浦 謙一 君	10番	鈴木 英雅 君
11番	大泉 治 君	12番	大友 啓一 君
13番	後藤 洋一 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	高橋 宏明 君
総務課参事兼課長	高橋 貢 君	企画財政課参事兼課長	大崎 俊一 君
福祉課 長	木村 智香子 君	福祉課 子育て支援室長	佐藤 明美 君
健康課 長	木村 治 君	農林振興課長	三浦 靖幸 君

事務局職員出席者

事務局 長	荒木 達也	総務班 長	金山 みどり
-------	-------	-------	--------

(午前10時)

○議長（後藤洋一君） 皆さん、おはようございます。

本日の議事運営につきましても、いつもと変わらない格別のご協力を賜りますようお願いいたします。

-----◇-----

◎開会の宣告

○議長（後藤洋一君） 本日11月25日は休会の日ですが、議事の都合により令和3年涌谷町議会定例会を再開し、11月会議を開会いたします。

-----◇-----

◎開議の宣告

○議長（後藤洋一君） 直ちに会議を開きます。

-----◇-----

◎議事日程の報告

○議長（後藤洋一君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

-----◇-----

◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤洋一君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により議長において、4番佐々木敏雄君、5番佐々木みさ子君を指名いたします。

-----◇-----

◎会議日程の決定

○議長（後藤洋一君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。11月会議の日程につきましては本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、11月会議の日程は本日1日と決しました。



◎報告第14号の上程、説明

○議長（後藤洋一君） 日程第3、報告第14号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 皆さん、おはようございます。

これから大変忙しい時期にご参集賜りまして、ありがとうございます。本日の会議もよろしくお願い申し上げます。

それでは、報告第14号について申し上げます。

本件は、令和3年9月25日、涌谷公民館の駐車場において職員が乗用草刈り機で作業中に、飛び石により停車中の車両を損傷した事故につきまして、和解が成立し、損害賠償の額が決定いたしましたので、その報告をいたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 報告第14号でございます。

議案書につきましては1ページになりますのでご覧ください。

詳細につきまして、2ページの専決処分書を朗読いたしまして説明させていただきます。

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年11月2日。涌谷町長。

区分でございます。物損事故。

相手方につきましては、町内在住の女性でございます。

事故の概要でございます。令和3年9月25日、相手方所有の車両が涌谷公民館の駐車場に停車していたところ、職員が乗用草刈り機で作業中に飛び石により相手方の車両運転席側ドアを損傷したものでございます。

損害賠償額和解内容でございます。損害賠償額につきましては6万8,117円、その余の請求を放棄するものとなっております。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時06分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） それでは、休憩を解いて再開いたします。

以上で報告は終了いたしました。



◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第4、議案第71号 涌谷町新型コロナウイルス感染症対策稲作経営継続支援基金条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第71号の提案の理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響による需要の落ち込みにより、稲作経営に大きく影響を受けた農業者等の事業の継続を支援するため、涌谷町新型コロナウイルス感染症対策稲作経営継続支援基金の設置に伴い、条例の制定を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（三浦靖幸君） おはようございます。

それでは、議案第71号 涌谷町新型コロナウイルス感染症対策稲作経営継続支援基金条例の制定について説明申し上げます。

議案書は3ページとなります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年産米の概算金が平年と比較して大幅下落となったことから、町内農業者の経営に重大な影響が見込まれます。このような状況を考慮し、宮城県及びJAと農業災害対策資金の利子補給事業を実施し、実質無利子とするものでございます。貸付利率の補給については、基準金利1.5%に対し、宮城県1.0%、涌谷町0.25%、JA0.25%の利子補給を行い、実質無利子にするものでございます。

事業実施のため基金を設置し、事業を実施するものでございます。この事業を実施するため、涌谷町の利子補給分の9年間分、令和3年から令和11年分を事前に積み立てる基金を設置するものでございます。

この財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

議案書3ページをご覧くださいと思います。

条例の条文ごとにご説明いたします。

第1条は、この条例の設置目的です。新型コロナウイルス感染症の影響による需要の落ち込みにより、稲作経営に大きく影響を受けた農業者等の事業の継続を支援するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、基金を設置するものです。

第2条は、基金の額について。

第3条は、管理について。

第4条は、運用収益の処理について。

第5条は、繰替運用について。

第6条は、処分について。

第7条は、必要な事項の委任について定めております。

議案書4ページをお開きください。

附則になります。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号 涌谷町新型コロナウイルス感染症対策稲作経営継続支援基金条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第71号 涌谷町新型コロナウイルス感染症対策稲作経営継続支援基金条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第5、議案第72号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第72号の提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ154万5,000円を増額し、総額を77億6,226万1,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業費の減額に伴う減、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の財源として、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事務費交付金を増額するものでございます。県支出金におきましては、宮城県とともに稲作経営の経営継続を支援いたします農林業災害対策資金利子補給補助金の宮城県負担分を増額するものでございます。繰入金におきましては、財源調整に係る財政調整基金の繰入れのほか、新型コロナウイルス感染症の影響による稲作経営の継続支援に係る町負担分について基金からの繰入れを措置するものでございます。

次に、歳出でございますが、民生費におきましては、人事異動による衛生費及び特別会計との人件費の組替えのほか、令和3年4月からスタートしておりますひとり親子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費に係る事

務費分を増額いたすものでございます。農林水産業費におきましては、コロナ禍の事業中止による補助金の減額のほか、感染症の影響による米価下落の被害を受けた稲作経営の経営継続を支援するため、災害対策資金利子補給補助金として措置いたし、宮城県と共に事業を実施するものでございます。また、この利子補給補助金の町負担分の財源といたしまして、令和3年度から令和11年度分を新型コロナウイルス感染症対策稲作経営継続支援基金に積立てするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長から順次説明してください。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） それでは、議案第72号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）の12ページ、13ページをお開きください。

人件費につきましては、私のほうから説明させていただきます。

12ページ、給与費明細書、1、一般職でございますが、ここでは正規職員と会計年度任用職員を合わせたものとなっておりますので、次のページ、13ページをお開きください。

ア、会計年度任用職員以外の職員、正規職員の分でございますが、上段の表の比較の欄を見ていただきたいと思います。職員数で1名の増となっておりますが、福祉課において増となったものでございます。給与費の給料35万5,000円につきましては、職員の異動に伴う増となっております。また、職員手当につきましても、同じく9万7,000円の増につきましては、その内訳の増減額を記載しておりますが、いずれも職員の異動によるものでございます。同じく共済費8万5,000円の増につきましても、職員の異動によるものでございます。

続いて、14ページをお開きください。

イ、会計年度任用職員でございます。職員数の増減はございませんが、子育て支援室におきまして、当初任用期間満了を予定していた職員につきまして、業務増を踏まえながら、引き続き任用することを見込むこととなったことから増額するものとなっております。給与費の報酬として61万9,000円、職員手当として8万4,000円の増、こちらは明細のとおり期末手当に充当するものでございます。共済費といたしましては、11万9,000円の増。一番下にあります（2）の表の退職手当負担金1万8,000円の増につきましては、今回の異動に伴う正規職員分に係る増額分となっております。

人件費につきましては以上でございます。

それでは、2ページにお戻りください。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、第2表 債務負担行為補正、1、債務負担行為の追加になります。事項、農業災害対策資金（感染症対策稲作経営継続支援）に対する利子補給。期間、令和4年度から令和11年度まで。限度額、農業災害対策資金（感染症対策稲作経営継続支援）支払利息のうち0.25%に相当する額となります。

歳入になります。

6ページ、7ページをお開きください。

16款国庫支出金2項1目1節⑩新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金100万円の減は、歳出で説明いたします農産物等販路拡大事業補助金及び新型コロナウイルス感染症対策稲作経営継続支援基金積立金の増減となります。終わります。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 2目12節②新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事務費交付金94万2,000円の増額につきましては、歳出の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費の増額に伴うもので、補助率は10分の10でございます。終わります。

○農林振興課長（三浦靖幸君） 17款2項4目1節農業費補助金、③農林業災害対策資金利子補給補助金45万円の増額ですが、詳細については歳出でご説明申し上げますが、条例制定の際に申し上げた農業災害対策資金感染症対策稲作経営継続支援実施に伴う今年度分の宮城県負担分見込額について補助金として計上するものです。終わります。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 20款繰入金2項1目1節①財政調整基金繰入金104万円の増は、歳入歳出の財源調整によるものです。繰入れ後の財政調整基金の残高は7億8,662万6,000円になります。終わります。

○農林振興課長（三浦靖幸君） 21目1節新型コロナウイルス感染症対策稲作経営継続支援基金繰入金11万3,000円の増額ですが、農業災害対策資金感染症対策稲作経営継続支援に伴う今年度分の涌谷町負担分見込額を基金から繰入れするため計上するものです。終わります。

○健康課長（木村 治君） 次に、歳出になります。

8ページ、9ページをお開き願います。

3款1項3目細目5介護保険対策経費27節①繰出金、介護保険その他地域支援事業費繰出金57万7,000円の増額ですが、こちらは10月1日付の人事異動に伴い、一般会計から法定負担割合分について増額するものでございます。以上です。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 2項1目細目13子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費でございます。この事業は既に4月からスタートしております低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業ひとり親分に係る事務費分について、国の補助が認められることになったため、計上いたすものです。

3節職員手当等のうち、9万3,000円の増額につきましては職員の時間外手当、そのほか1節報酬から8節旅費まではそれぞれ事務補助の会計年度任用職員に係る経費の増額をお願いいたすものです。終わります。

○農林振興課長（三浦靖幸君） 6款農林水産業費1項3目細目1農業振興対策事業費93万7,000円の減額でございます。18節負担金補助及び交付金④補助交付金ですが、農産物等販路拡大事業補助金150万円の減額ですが、かわさき市民祭り中止に伴い減額するものでございます。

続きまして、農業災害対策資金利子補給補助金についてでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年産米の概算金が大幅な下落となったことから、農林業災害対策資金に対し、宮城県、涌谷町、JAにより利子分を助成し、農業経営の継続ができるよう支援するものであります。貸付利子の1.5%のうち、宮城県が1.0%、涌谷町が0.25%、JAが0.25%を助成し、実質無利子となるものでございます。貸付総額見込みは、平成26年の米価下落時に実施しました稲作利子助成を根拠といたしまして4,500万円を想定し、それに伴う償還期間である令和3年から令和11年までの9年間の総利子額、県と涌谷町分ですが、250万円と見込み、涌谷町分としては50万円となるものでございます。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、基金設置を行い実施するものでございます。県分の助成金につきましては、単年度ごとに補助金として交付されることとなります。今年度の利子補給額として56万3,000円を計上するものでございます。56万3,000円のうち、45万円は県の補助金、11万3,000円は基金からの繰入れで実施するものでございます。

細目2基金管理経費の50万円の増額でございます。24節①積立金、新型コロナウイルス感染症対策稲作経営継続支援基金積立金として、農業災害対策利子補給補助金の令和3年から令和11年までの利子助成総額町分の50万円を基金に積立てするものでございます。終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

初めに、人件費全般について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に入ります。

次に、2ページ、第2表 債務負担行為補正について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に、歳入に入ります。歳入は一括質疑となります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に、歳出に入ります。歳出も一括質疑といたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第6、議案第73号 令和3年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第73号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ299万8,000円を増額し、総額を18億8,447万4,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、人事異動に伴い職員人件費について増額いたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔「説明省略」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 説明省略の声がありましたので、説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第73号 令和3年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号 令和3年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

◇

◎休会について

○議長（後藤洋一君） 以上をもって、今期涌谷町議会定例会11月会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

本会議は、この後、明日11月26日から12月28日までの33日間を休会といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、明日11月26日から12月28日までの33日間を休会とすることに決しました。

◇

◎散会の宣告

○議長（後藤洋一君） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時27分